千葉市国民健康保険被保険者証返還請求及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第９条の規定による被保険者証の返還請求（以下「返還請求」という。）及び被保険者資格証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（被保険者証の返還請求の通知）

第２条　区長は、法第９条第３項並びに国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号。以下「法施行規則」という。）第５条の６及び第５条の７の規定により、保険料の納期限から１年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主に対して返還請求を行うものとし、被保険者証返還請求通知書（様式第１号）により通知するものとする。

（被保険者証の返還義務）

第３条　前条の通知を受けた世帯主は、法第９条第５項の規定により被保険者証を返還期限までに区長に返還しなければならない。

（返還請求の対象除外）

第４条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、世帯主に対して返還請求を行わないものとする。

（１）次のいずれかに該当することが法施行規則第５条の８の届出等により確認できたとき。

ア　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

イ　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

ウ　世帯主がその事業を廃止、又は休止したこと。

エ　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

オ　アからエまでに類する事由があったこと。

（２）公費負担医療を受給していることが、法施行規則第５条の９の届出等により確認できたとき。

（３）１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者。

（４）次のいずれかの本市単独医療費助成を受給していることが確認できたとき。

ア　ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５５年３月３１日条例第１２号）第３条第１項に該当する者

イ　心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４８年４月１日条例第２９号）第３条第１項に該当する者

ウ　千葉市ぜんそく等小児指定疾患医療費助成事業実施要綱第２条第１項に該当する者

エ　精神障害者入院医療費助成要綱第２条第１項に該当する者

（５）納付相談等において保険料の納付意思が確認できたとき。

２　前項第１号により対象除外となる期間は、届出等のあった日から概ね６か月とする。

３　第１項第２号、第３号又は第４号に該当する被保険者が世帯に属する場合には、当該被保険者のみ返還請求の対象から除くものとする。

（弁明）

第５条　区長は、返還請求を行う場合には、事前に返還請求を警告する旨、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２９条及び第３０条第１項第３号の規定により弁明の機会を付与する旨並びに弁明書の提出期限等を記載した被保険者証返還請求警告通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　前項の通知を受けた世帯主は、弁明を書面又は口頭により行うものとする。ただし、弁明書は任意の様式によるものとし、口頭による弁明の場合に職員が作成する調書も、また同様とする。

３　区長は、弁明の内容が前条第１項第１号に該当すると認められない場合又は、弁明書の提出期限までに弁明がない場合には、返還請求を行うものとする。

（返還請求の取消し）

第６条　区長は、第２条の通知を受け、かつ、被保険者資格証明書が交付されていない世帯主について、次の各号のいずれかに該当することが確認できた場合には、返還請求を取消すものとする。

（１）滞納している保険料を完納したとき。

（２）滞納している保険料の一部を納付し、その額が著しく減少したとき。

（３）第４条に該当することが確認できたとき。

２　返還請求の取消しは、被保険者証返還請求取消通知書（様式第３号）又はこれに準ずるものを交付することにより行うものとする。

（被保険者証の更新）

第７条　区長は千葉市国民健康保険条例施行規則（平成１２年千葉市規則第１８号。以下「条例施行規則」という。）第１９条第１項及び同条第２項で規定する被保険者証の有効期間の末日（以下「条例施行規則で定める被保険者証の期日」という。）の前月末日において、前年度の１月４日の納期限以前の保険料を滞納していない世帯主に対して同条に定める期日の被保険者証を８月１日に更新するものとする。

２　区長は、条例施行規則で定める被保険者証の期日の前月末日において、前年度の１月４日の納期限以前の保険料を滞納している世帯主（前年度の６月末日の納期限以前の保険料も滞納している世帯主あっては第４条に該当する場合に限る。）に対して、法施行規則第７条の２第２項の規定により、条例施行規則で定める被保険者証期日より前の期日の被保険者証

（以下「短期被保険者証」という。）を８月１日に更新するものとする。

３　短期被保険者証の期日は１月３１日とする。

４　区長は短期被保険者証が交付され、かつ、短期被保険者証の期日の前月末日において、当該年度の６月末日の納期限以前の保険料を滞納している世帯主（前年度の１月４日の納期限以前の保険料も滞納している世帯主にあっては第４条に該当する場合に限る。）に対して、被保険者証を２月１日に更新するものとする。

５　区長は、第２項から前項までの規定が適用される世帯主の世帯に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者（以下「１８歳以下の者」という。）が属する場合においては、１８歳以下の者の被保険者証に限り、第２項から前項までの規定にかかわらず、当該世帯主に対して１８歳以下の者の条例施行規則で定める被保険者証の期日の被保険者証を８月１日に更新するものとする。

（被保険者資格証明書の交付）

第８条　区長は、第２条の通知を受けた世帯主が被保険者証を返還した場合には、法第９条第６項の規定により、当該世帯主に対して被保険者資格証明書を交付するものとする。

２　条例施行規則で定める被保険者証の期日又は短期被保険者証の期日が過ぎた場合には、法施行規則第５条の７第２項の規定により被保険者証の返還があったものとみなし、被保険者証又は短期被保険者証を更新せず、当該世帯主に対して被保険者資格証明書を交付するものとする。

（被保険者資格証明書の交付対象除外）

第９条　区長は、世帯主について第６条第１項各号のいずれかに該当することを確認できた場合には、被保険者資格証明書を交付しないものとする。

（被保険者資格証明書の交付の方法等について）

第１０条　被保険者資格証明書の交付の方法等については、被保険者証の交付の方法等に準ずるものとする。

（被保険者資格証明書の更新）

第１１条　被保険者資格証明書の期日は条例施行規則第１９条第４項に定める有効期間の末日とする。

２　区長は、被保険者資格証明書に記載された期日までに、世帯主について第９条に該当することを確認できない場合には、被保険者資格証明書を更新するものとする。

（被保険者資格証明書の交付の取消し）

第１２条　区長は、世帯主について第９条に該当することが確認できた場合、被保険者資格証明書の交付を取消すものとする。

２　被保険者資格証明書の交付の取消しは、被保険者資格証明書交付取消通知（様式第４号）又はこれに準ずるものを交付することにより行うものとする。
３　前項の通知を受けた世帯は、すみやかに被保険者資格証明書を返還しなければならない。

（被保険者資格証明書の交付の取消しによる被保険者証の交付）
第１３条　区長は、前条により被保険者資格証明書の交付を取消した世帯主に対して、すみやかに被保険者証又は短期被保険者証を交付するものとする。
２　区長は、前項により被保険者証を交付する場合には、納期限から６か月を経過する保険料を滞納していない世帯主に対して交付するものとする。
３　区長は、第１項により短期被保険者証を交付する場合には、納期限から６か月を経過する保険料を滞納している世帯主に対してするものとする。
ただし、交付日が１月４日から６月末日までの場合は、被保険者証を交付するものとする。

（その他）
第１４条　この要綱に定めるものの他、被保険者証返還請求及び被保険者資格証明書の交付等の実施に関し必要な事項は、その都度区長が定めるものとする。

附　則
この要綱は平成１３年１０月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２１年２月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２１年１２月１日から施行する。
附　則
この要綱は平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は令和３年９月１６日から施行する。